神奈川県地域と職域との連携による「かながわ 卒煙サポートネットワーク」推進事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、職域における卒煙サポートの取組を促進することにより、地域、職域を通じた卒煙サポートの取組を幅広く展開し、たばこによる健康への悪影響から県民の健康を守り、いのち輝く健康な神奈川づくりを目指すための「かながわ卒煙サポートネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)の推進に必要な事項を定める。

(構成団体等)

- 第2条 ネットワークの構成団体等は次のとおりとする。
 - (1) 県内の事業所及び団体等(以下「事業所等」という。) であって、参加を申し出た事業所等
 - (2) 公益財団法人かながわ健康財団(以下「健康財団」という。)
 - (3) 神奈川県
 - (4) その他、本事業の趣旨に賛同し、参加を申し出たもの

(取組事業)

- 第3条 ネットワークにおいて取り組む事業は次のとおりとする。
- (1) 卒煙サポートに関する情報の交換及び共有
- (2) 卒煙サポートに関する人材の育成
- (3) 卒煙サポートの推進
- (4) その他卒煙サポートの推進に必要な事項

(取組事業の内容)

- 第4条 ネットワークにおいて取り組む事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 卒煙サポートに関する情報の交換及び共有 知事は、卒煙サポートに関する情報交換及び情報の共有を図るため、参加団体によ る連絡会を設ける。
 - (2) 卒煙サポートに関する人材の育成 知事は、事業所等における卒煙サポートの人材を育成するため、卒煙サポートを担 当する者を対象とした研修会等を開催する。

(3) 卒煙サポートの推進

- ア 事業所等は、従業員等を対象とした卒煙サポート事業の実施及び従業員等への卒 煙サポートについての情報提供に努める。
- イ 健康財団は、「かながわ卒煙塾」を開講し、地域における卒煙サポートの取組を推 進するとともに、事業所等の卒煙サポートの取組を「かながわ卒煙塾」に登録し、 併せて卒煙サポートに関する情報提供等を行う。
- ウ 知事は、事業所等及び健康財団が実施する卒煙サポートの取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の支援を行い、地域と職域が連携した卒煙サポートの取組を 推進する。
- (4) その他卒煙サポートの推進に必要な事項 知事は、(1)、(2) 及び(3) のウに掲げるもののほか、卒煙サポートの推進に 必要な取組を行う。

(ネットワークへの参加方法等)

第5条 ネットワークへの参加等の手続きは次のとおりとする。

- (1) ネットワークへの参加を希望するものは、別紙様式により知事に申し出る。
- (2) ネットワークへの参加を取りやめようとするものは、その旨を知事に申し出る。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が、構成団 体等の意見を聞いて定める。

附則

- この要綱は、平成23年9月14日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年6月1日から施行する。